

## 土地利用をお考えの事業へ

### **海老名市住みよいまちづくり条例の対象事業について**

下表の開発事業については、海老名市住みよいまちづくり条例（以下「条例」）の対象となり、条例に基づく手続きが必要です。

※手続き等については、条例、施行規則、手引き、技術基準（HP掲載）をご覧ください。

開発事業区分		適用条件、用途及び規模
特定開発事業	大規模共同住宅	準工業地域及び工業地域内で計画戸数 50 戸以上の共同住宅
	大規模小売店舗	準工業地域及び工業地域内で大規模小売店舗立地法に係る商業施設
	鉄塔類	高さ 10m以上（ただし、避雷針等は除く） ・高さの算定は、建築基準法に基づく高さとし、付属する設備等は高さに含まない
	廃棄物処理施設	規模にかかわらず
	遊技場	規模にかかわらず（用途を変更して遊技場となる場合も一部手続きが対象）
	ラブホテル	規模にかかわらず（用途を変更してラブホテルとなる場合も一部手続きが対象）
大規模開発事業	大規模建築物	延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上かつ高さ 10m以上
		集客施設は延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上（駐車場を除く）
	深夜営業施設	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上で営業時間が深夜に及ぶ
	葬祭場等	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上、集会施設及び遺体安置所含む
	単身者世帯向け共同住宅	事業区域が 500 m <sup>2</sup> 以上で 1 戸あたりの専用床面積が 35 m <sup>2</sup> 未満のみの住戸で構成される共同住宅（寄宿舎、長屋を含む） ※R6.4.1 から基準適用
	ワンルーム共同住宅	1 戸あたりの住戸専用面積が 20 m <sup>2</sup> 未満の住戸が 20 戸以上の共同住宅 ※R6.3.31 まで基準適用
	宅地開発事業	戸建住宅を目的とした区域面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	墓地等	墓地、埋葬等に関する法律第 2 条に規定する墓地、納骨堂
	火葬場	墓地、埋葬等に関する法律第 2 条に規定する火葬場
	ペット霊園等	飼育されていた動物の死体等を火葬、収蔵、埋葬する施設
通常の開発事業	29 条許可開発行為	規模にかかわらず
	500 m <sup>2</sup> 以上の行為	法第 29 条の許可を要さず、事業区域が 500 m <sup>2</sup> 以上の建築等の行為 (自己の居住の用に供する住宅は除く)
	中高層建築物	高さ 10m以上（自己の居住の用に供する住宅は除く）
	市街化調整区域の行為	・建物を建築する場合（農業用倉庫、建物規模及び用途の変更がない建替えは除く） ・面積500m <sup>2</sup> 以上の駐車場を設置する場合（公共工事に伴う仮設駐車場は除く） ・資材置場を設置する場合（公共工事に伴う仮設資材置場は除く） ・太陽電池モジュールの設置でモジュール面積の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上で一団の場合 ・面積500m <sup>2</sup> 以上のグランド等（動物のための施設を含む）を設置する場合 ・単に 30 cm 超えの切土、盛土を行う場合で、面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の場合（農地造成は除く）

※条例の協議対象外となった場合でも、他法令の許可等が不必要になることではありませんので、ご注意ください。

（問い合わせ先）住宅まちづくり課 046-235-9392